

## 電子入札参加についての注意事項（水道・物品役務）

### 1 一般的事項について

東大阪市上下水道局水道総務部管財課（以下「管財課」という。）が東大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて行う地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び競争入札（以下「入札」という。）その他の取扱いについて次のとおり定めるものとする。

- (1) 入札参加者は、地方公営企業法・同法施行令、地方自治法・同法施行令、東大阪市上下水道局水道契約規程（以下「契約規程」という。）及び労働関係法令、その他関係法令、要綱並びに注意事項を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札に際し、管財課の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。
- (3) 入札参加者は、特記仕様書及びその他交付書類等（以下「仕様書等」という。）、その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (4) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) システムを利用できるものは、東大阪市入札参加有資格者（その者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該法人の代表者をいう。（以下「代表者」という。））又は当該代表者から入札参加資格審査申請において、契約に関する一切の権限について委任を受けた者とする。
- (6) 前項で規定する者は、東大阪市が発行するID・パスワードを取得し、入札情報サービス及び電子入札システムにおいて利用者登録をしておかなければならない。
- (7) 各種書類への虚偽記載や、関係法令に違反した場合は、入札参加停止を行うことがある。

### 2 入札保証金について

入札保証金は契約規程第12条第2号の規定により免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収することがある。

### 3 発注案件に対する質疑回答について

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、入札情報サービスにて、管財課が指定する日時までに送信すること。なお、質疑に対する回答については、入札情報サービスの公告情報等において公表する。入札参加者は質疑回答を確認したうえで入札すること

### 4 入札の方法について

- (1) 入札参加者は、入札に係る公告において定められた入札期間内に案件ごとに管財課が規定する様式にて競争参加資格確認申請書をシステムにより提出しなければならない。
- (2) システムにおける入札書の記載金額については、見積もった契約希望金額の110分の100（いわゆる税抜き価格。）に相当する金額を記載すること。小数点以下は切り捨てとする。
- (3) 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (4) 申請書等の添付が無い場合や、件名・日付誤り、申請の商号、名称、所在地、代表者又は受任者の職及び氏名の誤記、記入漏れや齟齬等の不備がある場合は入札を無効とする。
- (5) 内訳書が必要な案件において内訳書の添付が無い場合や金額誤り、申請の商号、名称の誤記、記入漏れや齟齬等の不備がある場合は入札を無効とする。

### 5 入札参加資格の事前審査について

入札期間内にシステムによる自動審査及び入札参加有資格者名簿等を確認することによる審査を行ったうえで、その結果について競争参加資格確認通知書をシステムにより送信する。なお、競争参加資格無しのお知らせを受けた者は当該入札に参加出来ない。

## 6 入札書の無効について

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行った入札書。
- (2) 所定の日時までに提出しない入札書。
- (3) 入札に関する権限を委任されていない代理人が行った入札書。
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札書。
- (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札書。
- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札書。
- (7) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他に指定に従わないで入力した事項を含む入札書。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (9) システム以外の方法により行われた入札書。
- (10) 同一の入札において、同一人が2通以上の入札書を提出した入札書。
- (11) 同一の入札において、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札書。
- (12) 同一の入札において、2以上の代理人をした者の入札書。
- (13) システムの不正利用及びID・パスワードの不正使用により行った入札書。
- (14) 入札に際して必要書類の提出をしない者が行った入札書。
- (15) 提出された内訳書に記載された額と異なる価格で行った入札書。
- (16) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札書。
- (17) 事後審査において、入札参加資格を有すると認められない者が提出した入札書。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格に関する条件に違反した入札書。

## 7 入札書の書換え等の禁止について

入札参加者は、システムにより提出された内訳書及び入札書等の引換え又は撤回をすることはできない。

## 8 開札について

開札は、指定した日時に行い、入札結果をシステムにより公表する。ただし、調査を行う場合等、必要があると認めるときは公表しないものとする。開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

## 9 落札（候補）者の決定について

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、システムのくじ機能によりくじを実施し、落札者を決定する。
- (3) ただし、実施要領で求める実績、資格等がある場合は直ちに落札者とせず、落札候補者とし、当該落札候補者に対し、所定の期日までに必要書類の提出を求め入札参加資格の事後審査を行う。審査の結果、審査基準を満たすと認めた落札候補者を落札者とする。落札者と認められなかった場合は、当該落札候補者を無効とし、次順位（同額の場合はくじ順位による。）の落札候補者について審査を行うものとする。この場合において、次順位の落札候補者が落札者と認められなかった場合も、同様とする。  
また、期限までに資料が提出されない場合は無効となる。

## 10 契約書等の提出について

- (1) 落札者は契約書に記名押印し、必要書類と併せて速やかに管財課に提出しなければならない。なお、契約締結日は原則として落札決定の通知を行った日から10日以内とする。
- (2) 前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定が無効となることがある。

## 11 契約保証金・履行保険について

契約金額が税込500万円未満の場合、契約保証金は免除とする。

契約金額が税込500万円以上の場合、契約金額の100分の3（1円未満の金額は、1円に切り上げ）に相

当する額以上の契約保証金の納付又は履行保険の加入等を要する。契約保証金の納付、履行保険の加入等は契約日までに行うこと。契約日までには手続きができない場合は契約日午前中までに管財課まで連絡すること。

#### 1.2 システム障害時等の取扱い

発注者側におけるシステム障害等が発生し、障害の復旧が見込めない場合は電子入札を中止し従来の紙を用いた入札（以下「紙入札」という。）へ変更することとし、復旧が見込める場合は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うこととする。

なお、発注者側以外におけるシステム障害が発生し、電子入札に参加できない場合は、入札参加の意思がなかったものとみなす。

#### 1.3 入札方式の変更及び入札の中止等について

- (1) 管財課がやむを得ない事由により入札の続行が困難と認めた場合は、紙入札に変更することがある。
- (2) 入札参加者が談合その他不正行為、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を取止めることがある。
- (3) 前号の規定により調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- (4) 入札の執行に際して、災害、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し又は取止めることがある。

#### 1.4 その他

- (1) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
  - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者。
  - イ 親会社を同じくする子会社同士の者。
  - ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者。
  - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。
- (2) 官公需適格組合とその組合員との同時の入札参加申請は認めない。
- (3) 入札結果において、何らかの規則性がみられるなど職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合は落札決定を保留し、入札参加者から事情聴取を行い、調査することができる。
- (4) 入札後、入札参加者に対し、ヒアリングの実施及び詳細内訳書等の提出を求める場合がある。調査対象者は速やかに調査に応じなければならない。
- (5) 個別の案件の設定条件と本注意事項が抵触する場合、個別の案件の設定条件が優先する。

#### 1.5 人権尊重の取り組みについて

入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めること。

#### 1.6 異議申し立てについて

入札参加者は、入札後にこの注意事項、配布資料、契約条項について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。